

山 監 第 N 3 1 0 4 - 9 号

平成 2 7 年 (2015 年) 1 1 月 2 6 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成27年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【健康福祉部関係】

1 社会福祉課

[問題点 収入関係について]

収入に係る調定管理が一部不適切である。また、施設使用許可申請に基づく減免措置の事務手続に一部不適切なものがある。適切な事務処理をされたい。

[改善措置]

調定管理については、財務担当者とケースワーカーとで調定額の確認を行うことで二重調定を防ぎます。

減免措置の事務手続については、市福祉センター条例施行規則第5条に定める「市長が公益上必要と認めた」減免団体については、毎年度4月に審査し、減免団体として決定を行うよう改めます。なお、減免団体の追加、削除、変更等が生じた場合は、その都度、減免申請書を提出させ、内容を審査後、減免団体に決定するかどうか判断します。

また、現在2号適用としている「ふるさとづくり協議会」については、指摘のとおり、5号適用とすべき団体であると考えますので、早急に減免団体の一覧表を見直し、整理を行うとともに、すべての福祉センターで統一的な取扱いを行えるよう、11月中に福祉会館に出向き事務担当者に指導します。

[問題点 契約関係について]

契約締結の事務処理等が一部不適切である。適切な事務処理をされたい。

[改善措置]

赤崎・高泊・本山の福祉会館管理業務に従事されている私人への公金収納については、実情に即して、追加で告示（10月19日付け山陽小野田市告示第149号）を行いました。

来年度は、赤崎・高泊・本山の福祉会館管理業務の従事者について、4

月 1 日付けで同様の告示を行います。

また、来年度の委託契約書から、委託契約書中の「徴収」は「収納」に改め、使用許可権限を委託しているかのような表現については、文章を訂正します。

2 こども福祉課

[問題点 債権関係について]

児童クラブ保育料の債権管理の事務手続が一部不適切である。適切な事務処理をされたい。

[改善措置]

督促状及び催告状について、今後、適切な様式を整備し滞納者へ送付します。滞納保育料の債権管理については、このたびの指摘を受けて市の顧問弁護士である市長に判断を依頼したところ、児童クラブ保育料は私債権であるとの判断を受けたため、今後これに基づき適切に実施します。

[問題点 契約関係について]

契約締結の事務処理等が一部不適切である。適切な事務処理をされたい。

[改善措置]

契約書に係る事務処理において、指摘があった事項については必要な訂正を行います。また、今後の事務処理においては十分注意して適正な契約事務に努めます。

3 日の出保育園・厚陽保育園

[問題点 支出関係について]

私用車を使用しての出張に伴う車賃等が適切に処理されていない。関係法令等に基づき適切な処理をされたい。

[改善措置]

旅費に関する条例施行規則及び市内出張旅費支給規則を改めて確認し、今後、私用車を公用車と認めた出張においては、適正な旅費支給等を行い

ます。また、今年度に生じた私用車による出張については、適正に旅費を支給します。

4 国保年金課

[問題点 その他について]

国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の事務手続が不適切である。所要の事務手続をされたい。

[改善措置]

平成27年12月定例会において、「山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を上程し、指摘箇所を含む条文の改正を行います。